

電子複写機賃貸借契約書（案）

静岡県富士山世界遺産センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、電子複写機の賃貸借及び使用について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、電子複写機を甲の使用に供し、適切な使用方法を指導するとともに、電子複写機が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、電子複写機の使用に必要なドラム、トナー等の消耗品（以下「消耗品」という。）を円滑に供給するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除することができる。

（設置場所及び台数）

第3条 電子複写機の設置場所及び台数は、別表のとおりとする。

（賃貸料の額）

第4条 当該電子複写機の賃貸借の費用（以下「賃貸料」という。）は、金 円

（この賃貸料には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。）とする。

2 前項の賃貸料は、月額では、金 円（この月額賃借料には消費税及び地方消費税は含まないものとする。）とする。

（使用料金の額）

第5条 使用料金の単価は、別表のとおりとする。ただし、この使用料金には消費税及び地方消費税を含まないものとする。

（賃貸料及び使用料金の請求）

第6条 乙は、毎月末日に甲の確認を受けて、使用枚数を算出し、別表に定めた使用料金の単価を乗じて得た金額（円未満は切捨て）及び別表に定めた賃貸料の月額に消費税及び地方消費税を加算して得た額を計算し、甲に請求するものとする。ただし、複写枚数の算出に当っては、テストコピーに相当する数量は除くものとする。

2 前項の賃貸料及び使用料金の消費税及び地方消費税の額は、賃貸料及び使用料金の合計金額に100分の10を乗じて得た金額（円未満は切捨て）とする。

3 前項の消費税及び地方消費税の税率は、令和 年 月 日後、適用すべき税率が変更された場合は、変更契約を締結する。

（賃借料及び使用料金の支払い）

第7条 乙は、当該月分の賃貸料及び使用料金を翌月の10日までに甲に請求し、甲は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（保守責任）

第8条 乙は、甲の使用に支障のないよう、当該機器の機能維持のための保守又は修理（以下「保守等」という。）の責任を負うものとする。

2 電子複写機の故障が頻繁に発生し、甲の業務に支障を生じる恐れがある場合は、甲乙協議の上、速やかに無償で新しい機器に交換するものとする。

(予防保守)

第9条 乙は、電子複写機の正常な機能を維持するため、点検調整及び不良部品の交換等の予防保守作業（定期点検）を行うものとする。

(オンコール保守)

第10条 乙は、甲から、電子複写機の故障等、障害の通知を受けた時は、直ちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。この場合において、乙は、甲の承認を得て、引き続き前条の予防保守を実施し、次回の予防保守に代えることができるものとする。

(消耗品の供給)

第11条 ドラム及び定期交換部品は、乙の技術員の点検又は甲の通知に基づき、コピーの質の維持のために乙が必要と認めたとき、これを取り替えるものとし、その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって予備手持ち量の不足を知ったとき、乙は当該消耗品を供給するものとする。

(保守報告書の提出等)

第12条 乙は、第9条の予防保守及び第10条の保守等の状況について、当該月ごとにその内容や所要時間又は第10条の甲の通知から着手完了した時間を記載した報告書を作成し、翌月末日までに甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、保守等の処理状況を乙に報告させることができる。

(電子複写機及び消耗品の所有権)

第13条 電子複写機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。なお、消耗品については、乙の所定の保管容量に従うものとする。

2 甲は、電子複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、電子複写機の原状を変更し、又は消耗品を他に流用してはならない。

(機器の引渡し)

第14条 乙は、電子複写機を所定の納期までに、完全な状態で甲に引き渡す義務を負う。搬入及び調整費等の引渡しに要する費用はすべて乙の負担により行うものとする。

(設置場所の変更)

第15条 甲は、乙と協議の上、電子複写機の設置場所について変更を行うことができる。この場合、電子複写機の移動は乙の負担により行うものとする。

(機器の撤去)

第16条 乙は、契約期間の満了又は契約の解除後速やかに機器を撤去するものとする。この場合において、撤去、輸送費及び廃棄料等に要する費用は、すべて乙の負担により行うものとする。

(立入権)

第17条 乙又は乙の委託を受けた者は、機器の納入、管理又は保守等のため、機器の設置場所に立ち入りできるものとする。この場合において、当該の者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

(保険)

第18条 乙は、自己の責任において、賃貸借する電子複写機に対する動産総合保険を付保するものとする。この場合の費用は、乙の負担により行うものとする。

(損害賠償)

第19条 甲が故意又は過失により電子複写機に損害を与えた場合は、乙は甲に対してその賠償を求めることができる。ただし、動産総合保険で補填された損害額については、この限りではない。

(秘密の保持)

第20条 乙又は乙の委託を受けた者は、この契約を履行する上で知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(甲の契約解除権)

第21条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したとき又は次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じてもその責めを負わない。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により第8条、第9条及び第10条の履行を怠り、甲の業務に重大な支障を与えたとき。
- (2) 契約の履行に必要な許可、免許、登録各種資格等が取消又は抹消されたとき。
- (3) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(権利義務の譲渡の禁止)

第22条 乙は、この契約から生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(合意管轄)

第23条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第24条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その
1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県富士宮市宮町 5 番12号
静岡県富士山世界遺産センター
副館長 滝 正晴

(乙)

別表

設置場所、台数、使用料金等

設置場所	静岡県富士山世界遺産センター（富士宮市宮町5番12号） 2階 事務室
台数	1台
機種	
機体番号	
賃貸料	円（月額）
使用料金 複写枚数単価	モノクロ 1枚あたり 円 カラー 1枚あたり 円

上記金額には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。